

「行政都市」と「地域社会」との関連について

——とくに「自治会」の役割を手がかりとして——

大 道 安 次 郎

—

本稿の狙いは、一見すれば別個の存在のように見える「行政都市」と「地域社会」（「都会」、「都市社会」）との関連を探ることにある。

ここで「行政都市」といっているのは、日常私たちが「都市」といっている地方自治体（地方公共団体）を指している。「都市」といえば、その都市はどの都道府県に属しており、人口がどれだけであり、都市施設がどれだけであるか、さらに都市的業態がどうであるかなどを念頭に浮かべている。このような都市像は行政的立場からとらえた「都市」であるから、まさに「行政都市」なのである。ところがそれとは別にその地域に住んでいる人びとの立場からとらえた「都市」がある。その「都市」はその地域に住んでいる人びとの展開している「地域社会」である。だからさきの「行政都市」とは次元を異にした「都市」であるから、「行政都市」とは区別する必要がある。しかも両者の範域は同じである。だが両者は次元を異にしているので、同じ「都市」という用語を避けて、前者を「都市」、後者を「都会」（「都市社会」）という用語で現わすことも考えられるが、ここでは「都市社会」を「地域社会」という用語で現わすことにしたい。

もちろん地域社会といっても、向う三軒両隣りといった近隣社会のような小さな範域のものもあるし、またそれより少し大きな範域のむかしの部落、あるいは現在の校区ぐらいの地域社会もあるし、さらにこれらの近隣社会や校区単位の範域などを包含したより広い範域の地域社会もある。ここでの地域社会は、このさいごのより広い範域の地域社会を指すものとしている。

ところで「行政都市」はこの「地域社会」を母体として創出されたものである。というのは、地域社会の住民たちは安全に、しかも快適な日常生活を送ることを何よりも望んでいるから、それに平和な秩序のある生活を維持するための警察や消防、保健・医療などのほかに、道路・交通、学校や文化施設などの充実と整備、さらに上下水道の完備などさまざまな公共施設が必要であるが、これらの整備は個々の住民の能力や資力では到底不可能なので、地域住民一同がそのために特別な機関の創出を考えた。それが現在の地方自治体（地方公共団体）の原型である。もちろん地域社会といっても、範域や在り方がさまざまである。地方公共団体に市・町・村の区別があるのは、その範域や在り方が異っているからである。だから「市」となるのには、地方自治法に規定された市制施行条件を充たした地域社会だけであって、すべての地域社会が市として認められてはいない。

ところでこの地域社会が三重の構造をとっていることを見逃してはならない。最底部は「人間」としての個性や基本的人権が生かされている層であり、そのうえの中間層には共同生活を営むために人間のわが儘や勝手な行動を相互に制限しあつた「住民」の層であり、最上層には「市民」（町、村では町民、村民）の層である。「人間」は一人では生活することができないので、いずれかの地域社会で多くの人びと共同生活を営むが、その際裸の人間のままで各自が自己を主張したり、わが儘勝手な行動をすれば、共同生活を営むことは不可能である。だから何らかの約束ごととかルールとかを暗黙裡に認めあって、地域社会の「住民」になるのである。このことは「人間」が「住民」に「転身」したといえよう。その「転身」の際に、各自の個性や基本的人権を相互に認めながらも、

共同生活のためには自分勝手なことを自制することを前提としている。「住民」相互の間にこのような前提を守るという相互信頼がなければ、地域社会での共同生活は営まれない。ところで地域社会で「住民」が安全で快適な生活を営むためには、さまざまな公共的な問題の処理や施設が必要であるので、地域住民全員の総意と協力によって、それらのことからを行政的に処理する機関が創出されたのである。それが現在の地方自治法の地方公共団体（「行政都市」）の原型である。そしてその際「住民」が「市民」に転身するが、「住民」が丸ごと「市民」に転身するのではなく、行政的権限のみをこの「行政都市」に委譲するのであるから、「住民」の権限全部の委譲でないことは、さきの「人間」が「地域社会」の「住民」となる際に、「人間」が丸ごと「住民」に転身するのではなくて、「人間」の独自性や各自の自由や基本的人権などを残しながら「住民」に転身したのと同じである。

これが地域社会の三重構造なのである。もちろん「人間」の層と「住民」の層と「市民」の層の現実的な境界の明確な線引きは難しいが、理論的には「人間」、「住民」、「市民」の三重構造であることは認められよう。

以上とほぼ同じ内容のことを別な場所で述べたが、それを敢えてここで繰り返したのは、「行政都市」は「地域社会」（都市社会）とは次元を異にしたものであること、「行政都市」は「地域社会」を母体として産れたこと、さらに「地域社会」は「人間」、「住民」、「市民」の三つの層から構成されていることを確認しておきたかったからである。そしてそれらのことからを確認したうえで、改めて本稿の狙いである「地域社会」と「行政都市」との関連を、敦賀市を対象にしながら、いま少し立ち入って考察したかったからである。

ところでこの両者の関連の考察には、少くとも三つのアプローチを用意する必要があろう。そのひとつは、「地域社会」がなぜ行政的機関（「行政都市」）を創出しなければならなかつたかの事情を明らかにするためのアプローチであり、その二は、「行政都市」のサイドからの「地域社会」への対応を探ぐるためのアプローチであり、第三のそれは、「地域社会」の人間・住民・市民の三重

構造を手がありとして「行政都市」の関連を明らかにするためのアプローチである。

はじめのアプローチについては、別な機会に不充分ではあったが触れた¹⁾。またその二のアプローチについても、都市施設の充実度（形式的、内容的）を通して、ある程度明らかにした²⁾。ただ第三のアプローチのみが残されているので、以下の考察はこの点に絞って考察を進めることにしたい。

註：1), 2) 「行政都市」としての敦賀市（本誌前号所載拙稿）。

二

ところで第3のアプローチは、「地域社会」が「人間」と「住民」と「市民」の三つの層から構成されていることに手がかりを求めている。だが「地域社会」が三重構造であることは、理論的にも、また事実としても明らかであるにもかかわらず、その境界線が必ずしも明確ではない。そこでここではまずその境界線の不明確さを事実に即して確かめ、つぎに不明確さの要因は何であるかを探ることにしたい。

いうまでもなく、「地域社会」と「行政都市」（地方自治体）との関連は、「市民」と「市」との関係であって、あくまで行政的側面のみに限定されている。言葉を換えていえば、「市民」としての「市」への要求や権利はあくまで「市政」に関するところのみに限定すべき筈であるし、また「市」の行政の守備範囲も自ら限定されている筈である。ところがその筈であるのが、現実には必ずしもそうではない。そこでこのことを現実に即して確かめてみる必要がある。まず気づくことは、市長選挙や市会議員選挙に際して、いずれの候補者たちも「市民の皆さん」と声高らかに呼びかけてはいるが、「住民の皆さん」とは呼びかけていないことである。ここでは明らかに「市民」と「住民」とは区別して使われている。だが果して彼らは両者の区別を明確に意識しているのであろうか。というのは、私のこの疑問はつぎのことがらが念頭にあったからである。

私たちがある都市（「行政都市」）に住むためには、市役所の窓口で「住民登録」をしなければな

らない。「住民登録」をすると、市役所の「住民基本台帳」に記入され、正式にその都市の「住民」となり、同時に「市民」として認定され、「市民権」が与えられる。ここでは明らかに「住民」と「市民」とが区別されずに摩替えられている。このことは、市長や市会議員たちが主役である市役所の窓口で、「住民」と「市民」とが区別されずに、同一視されていることを如実に示しているといえる。私が彼らが「住民」と「市民」との区別を意識していないのではないかといったのは、このことを指していたのである。一方、「住民」にしても「市民」と呼びかけられると、何となく耳ざわりがよく、また市役所の窓口での「「住民登録」の手続にしても、これまでの仕来りだからそれに従っているだけだという何気ない態度で受けとめている。

だから「市」サイドにしても、「住民」サイドにしても、このように「住民」と「市民」の区別を意識していないところに、「地域社会」と「行政都市」の境界線を不明確にしているひとつの要因があるといえよう。

さらにつぎの要因、「市民」と市政との間に社会的距離があることも、境界線を不明確にしている要因であることを見逃してはならない。

「市民」は自らの手で市長や市会議員を選出している。ところがひとたび選出すると、市長や市会議員たちを別人の如く感じ、彼らとの間に社会的距離を感じるようになる。市長や市会議員たちもまたこれまで同じ市民と思っていたのが、権力の座につくと自ずとそれにふきわしいポーズをとるので、両者の間に社会的距離が生ずるのは当然であろう。それに市民たちが委任した市政の在り方にとっても、多くの市民たちにとっては恰も雲の上の密室の中で行われているように感じられる。これは行政機構の複雑さを効率化するために官僚制をとらざるを得ない事情もあって、行政が一人歩きをせざるをえないからである。だから多くの「市民」は「市民不在」の行政と感ずるようになるのも肯ける。このことが「市民」が行政との間に社会的距離を一層感じさせるのであろう。これがまた「行政都市」と「地域社会」の境界線を不明確にさせている要因でもあろう。

だがそればかりではない。市民の行政需要にし

ても、行政の守備範囲にしても、絶えず変化している。このことが境界線を不明確にさせていることも見逃してはならない。

もともと市の行政そのものの狙いは、市民生活を安全に、しかも快適にすることにあることには変りはないとしても、その具体的な実施内容は社会的自然的条件の変化によって絶えず変動している。だから市民の行政需要も変化しているし、またそれに対応する行政の守備範囲も変化するのは当然であろう。たとえば、自動車の騒音や排気ガス、無謀な開発による災害や生活環境の悪化、さらに病気の多様化、新薬の開発に伴う薬害などは、市民生活の安全を脅すので、市民としては自己防衛のためにも行政需要の拡大を要求するであろう。また最近の「禁煙権」の要求にしても新たな行政需要の拡大につらなる。これらの新しい行政需要の変化と拡大に対応して当然行政の守備範囲も変化するであろう。仮りに行政需要が変化せず、また行政の守備範囲も変化しないならば、「行政都市」と「地域社会」の境界線は明確であるが、行政需要にしても、行政の守備範囲にしても絶えず変化しているから、境界線も絶えず変化するので、不明確なのは当然である。さらに行政需要の変化に対応する行政の守備範囲の変化にはタイム・ラグが見られるのがつねである。行政サイドでは何ごとも法の条文に縛られており、そのうえ財政的事情も絡んでいるところから、対応に柔軟性の欠けるところが多い。だから、行政需要の変化に対応するのがつねに時間的におくれ勝ちである。このことがまた市民と市との間にズレを生じさせて、「行政都市」と「地域社会」の境界線を一層不明確にしているのである。

いずれにしても、市民の行政需要は絶えず変化しているし、またそれに対応する行政の守備範囲も変化している。そのうえ両者の間にタイム・ラグも見られるところから、「行政都市」と「地域社会」の境界線が一層不明確になるのは当然だといえよう。このことは「行政都市」にしても、「地域社会」にしても、社会的存在として「生きている」證拠であろう。「生きている」からこそ絶えず変化しているのである。

以上見てきたように、「行政都市」と「地域社会」との関連が現実的に不明確なのは、一、行政サイ

ドでも、住民サイドでも、「住民」と「市民」の区別を意識していないこと、二、「市民」は市政との社会的距離をつねに感じており、そのためには「市民不在」の市政と感じていること、三、「市民」の行政需要が絶えず変化しているし、これに対応する行政サイドの守備範囲も絶えず変化していること、これらの三つの要因に求めた。もちろんこれらの要因は私の気づいた要因だけであって、そのほかにも数々の要因があろう。いずれにしてもこれらの要因が相乘的にフィード・バックしながら、「行政都市」と「地域社会」の境界線を不明確にしているのである。

だがここで注意しなければならないのは、これら三つの要因は必ずしも同じレベルで作用していないことである。第一と第二の要因は、人為的要因であるが、第三の要因は社会的自然的要因（外在的要因）であるから、要因の除去については自ら異なるであろう。人為的要因であれば、人為的努力と工夫によって除去の可能性はあるが、外在的要因であれば、その対応には自ら限界があり、一段と創意工夫が要求されよう。

第一の要因は「住民」と「市民」の区別を意識していない点にあるので、行政サイドと「住民」サイドの責任においてその除去をはかるべきであろう。何よりも必要なことは、「市民」と「市」との関係は、市政にのみ限定された範囲であるから、「市民」の行政要求にしても、行政側の守備範囲にしても自ら限度があることを、「市民」も行政側も相互に確認することである。そのためにはあらゆる機会を通して、このことを啓蒙する必要があろう。人為的要因であるから、人為的努力によっての解決の可能を期待したい。このことは行政サイドに望むだけでなく、市民サイドに対しても当然望みたい。

第二の要因は、「市民」の市政との社会的距離」に絡まっての問題であるが、これも人為的要因によって生じた問題であるから、人為的努力によって除去すべきである。それには市の行政サイドと「市民」サイドの双方からの努力を期待する以外にない。そこでそれぞれのサイドに期待することがらの若干について触れてみよう。

まず市の行政サイドから。

多くの市民が市政との社会的距離を感じて、と

もすれば「市民不在」だと思っていることについては、市長はじめ市の当局者は充分承知している。

「市民不在」の行政は片翼飛行であるから、本来の両翼飛行に翻すためにさまざまな工夫をしている。たとえば、多くの市では月2回の広報を通じて市政の現状や問題点を市民に報告したり、世論調査をしたり、「市長と市民との懇談会」を開いたりして、市民の声を聞いたりして、できるだけ市政に反映しようと努めている。さらに各種の審議会に市民の代表を参加させたりして、市民とともに市政を行おうとしている。他方、市会議員たちにしても適宜に議会報告会を開いたり、所属会派の広報紙を通じて市勢の情報を流したり、あるいは彼らの日常活動を通じて、「市民」との「社会的距離」の幅をできるだけ埋めるための努力を重ねている。

それでも両者の「社会的距離」の幅はなかなか縮らない。市の理事者や市会議員たちの努力が空振りに終ることも多いからである。ここで市サイドからの努力が空振りに終っているひとつの例に触れてみよう。

そのひとつの例というのは、市政は「市民」とともに行うべきものであるということで、「市民参加」の名のもとに多くの審議会に「市民」の各種団体の代表者を参加させている。ところが多くの場合、殆んどは「形式的」であって、名ばかりの「市民参加」に終っている。審議の経過内容にしても、決定されたことがらにしても、殆んど「市民」に知らされていない。「市民」はわずかに市の広報紙や新聞紙で断片的に知るだけである。だから「市民」は聾座敷におかれた格好である。もちろん「市民」代表として選ばれた委員たちは、それぞれその道の立派な方々であろうが、彼らの審議会での発言にしても個人的意見が多く、必ずしも「市民」の代表としての発言ではない。とくに必要なのは審議会としての答申決定には数回の討議が必要であるから、決定された答申よりも「市民」の知りたいのは討議の経過であって、その度毎の経過に対応して「市民」の意見を反映されることを市民が求めている。選ばれた委員のなかには、その努力を怠っていない方々も多いが、何よりも必要なのは行政サイドがこのことを率先して実行すべきであろう。このことが実行されていな

いので、「市民」の多くは「市民不在」と感じて、「社会的距離」の幅がなかなか埋まらないのである。だから「市民参加」は単なる形式的な手続として終り、市政のための「隠れ蓑」といわれても仕方がないであろう。「市民参加」を実質的成果をあげるような工夫を行政サイドに望まれるわけである。これは単なる一例であって、同じことが行政の各所に見られる。要は市政は市民のためのものであることを忘れないで欲しいということである。

つぎに市民サイドへの要望について。

「市民」と市政との間の「社会的距離」を埋めるために、行政サイドからのさまざまな努力や工夫を重ねていることについて触れたが、そのことを「市民」がただ単に痛感しているだけでは、その距離は少しも埋まらない。態度や行動を以って示す必要があろう。

ところが彼らの多くの関心は、市政の在り方についてよりもむしろ自分たちの職場のことや家族や収入のことなど個人的なことがらにあって、市政の問題が自分たちのことがらに関係すればともかく、とくに問題がなければ、市政に無関心なのが、彼らの実情であろう。だから片翼飛行を両翼飛行にするために行政サイドからいくら働きかけがあっても「笛吹けども踊らず」に終ってしまう。しかも彼らの多くが口にするのは「市民不在」の市政にあるというだけであって、自らが市政の主権者であることを忘れている。自らがその責任の一端、というよりも大半を負うべき筈なのに、いたずらに顧みて他をいっているだけである。だから「市民不在」や片翼飛行はむしろ彼ら自らの責任において両翼飛行にする努力が必要であろう。

そのために彼らに望みたいことは、何よりもまず「市民」と「住民」の区別を認識することであり、「主権在民」の意味を噛みしめることである。しかもそれを意識するだけではなく、態度や行動をもって示すことである。踊らないのは、踊らし方が拙いからではなく、踊る側に大半の責任がある。

このように見えてくると、「社会的距離」の幅を縮少するためには、行政サイドの努力と対応して「市民」サイドからの双方の協力がなければならない。行政サイドと「市民」サイドの努力と協力

をスムーズに実現すれば、片翼飛行が両翼飛行に移り、「社会的距離」の幅の縮少が実現されるであろう。

以上の考察は、「行政都市」と「地域社会」の関連が現実的に不明確にしている二つの人為的要因の除去についての方策である。人為的要因であるから、人為的な努力と工夫によって「行政都市」と「地域社会」の関連の不明確さをかなりな程度に除去することができる。

ところが第三の要因は、社会的自然的要因であるから、第一と第二の要因のように人為的努力と工夫だけでは要因の除去と対策には自ら限度がある。これらの要因は絶えず変化しており、しかも予期しない時期に突如として起ることもある。だから人為的レベルで可能なことは、それらの変化を予測して、影響や被害を最小限度にとどめる予防策を講ずる以外にない。それとでも人為的な予測には限度があるし、影響や被害の程度も予測を越えているものもある。だからといってそのまま放置しておくわけにもいかない。グローバルなレベルでのこれらの変化をナショナル・レベルで受けとめて、長期・中期・短期の計画が絶えず見直されており、それを受けた5年目ごとに「都市基本計画」が書き改められているのも、このような変化を前提しているからである。ここで注意しておきたいことは、これらの都市基本計画の書き改めは、それぞれの「地域社会」の立場から、ナショナル・レベルでの計画の書き直しを受けとめていることである。

いずれにしても社会的自然的要因は絶えず変化しているから、市民の行政需要にしても、行政の守備範囲にしても絶えず変化していることが、「行政都市」と「地域社会」の境界線を不明確にしているのである。だがここで確認しておきたいことは、境界線は「市民」と「行政都市」との関係であり、「住民」と「地域社会」との関係であるということ、従って「行政都市」と「地域社会」との境界線は理論的には明確であるが、現実には不明確であるからといって、境界線そのものの存在をも否定することは黒と白を混同するのと等しい。変化に応じて境界線が動くのは当然であるから、その変化を前提として対応すべきであろう。

三

ところでここで見逃すことができないのは、自治会（町内会、部落会、区会など、さまざまな呼び名はあるが、ここでは一応自治会と呼んでおこう）の役割である。もともと自治会の本来の役割は自分たちの住んでいる地区（地域）の問題を自分たちの手で処理するために自主的に結成された「住民団体」である。ところがその「住民団体」が「市民団体」として、「地域社会」と「行政都市」（地方公共団体、いわゆる地方自治体）を結びつける役割を演じているのが「自治会」なのである。私が注目したいのはこの点にある。

さきにも触れたように、地域社会の範域内にはさまざまな人間関係（社会関係）が展開されているし、また無数の社会集団（団体）が存在している。これらの団体のうちで、とくにその範域が地域会の全範域に及んでおり、また構成メンバーも地域社会の全員であり、しかも非営利点などで共通している団体が二つある。そのひとつは地方自治体であり、ほかのひとつは自治会連合会である。地方自治体は地域社会の全範域にわたる公共的な問題を行政的立場から処理する機関であって、その行政的権限は全範域の「市民」から委譲されている。だが「市民」の権限委譲は行政面のみ限定されているから、地方自治体と「市民」との関係は行政面のみに限られている。

ところが「自治会」は地域社会の全範域内のそれぞれの地区的問題を、その地区の人びとが「住民」の資格において処理するために自主的に結成された団体であった。このような団体は「地域社会」の全範域の各地区に存在しているので、それらを連合体として統合したのが、ここでいう「自治会連合会」なのである。ところでここで注意しておきたいことが二つある。そのひとつ。「自治会連合会」は「地域社会」の全範域の自治会の連合会であるから、各地区的事情に応じて自治会型、町内会型、部落会型、団地型などの異質的な「自治会」の連合体であるということである。その二是、各地区的「自治会」の構成メンバーは原則としては自由加入であり、しかもその加入は個人単位ではなく、世帯単位であることである。だから

地区によっては若干の「住民」が構成メンバーでない自治会もあるし、また自治会が全然存在しない地区もある。自由加入を原則としているからである。だがこれは例外的に見られることであって、一般的には「地域社会」の全範域の各地区に「自治会」が存在しているから、自治会連合会はこれらの自治会全部を網羅して、それらを統合しており、従って「地域社会」の全住民を構成メンバーとしているといえよう。

このように見てくると、自治会連合会は「地域社会」の全住民の団体であり、団体結成の直接の目的は、「地域社会」全体にわたる問題を「住民」として処理する点にあるから一義的には専らその顔は「地域社会」の住民に向いているといえる。ところが「住民」の手で処理することができない問題が惹起することが往々にしてある。もともと各地区の自治会の共通な問題は各自治会の住民たちの手で処理し、また複数の自治会にまたがる問題は相互の自治会間で処理したり、それが不可能な場合には自治会連合会で処理するのが原則である。いずれにしても住民サイドの問題は住民の手で解決するのが本筋である。ところが社会的条件や自然的条件の変化によって、自治会の構成メンバーたちの手だけでは処理できない問題が輩出してくる。たとえば、自家用車が普及すればパーキング・エリアを新たにその地区内に新設する必要があるが、各自の責任で処理することも、また自治会だけで処理することも不可能なケースが往々にして見られる。また既存の自治会の地区内の道路を新たに造成された隣接地区的自治会の住民たちが足の便を考えてバス運行を計画した場合には、両地区的自治会間のトラブルの種となるであろう。これらの問題は社会的事情の変化に対応して起るべくして起った問題である。だからその処理については地区間の自治会の能力を越えたものがある。さりとて一概に市サイドのこれまでの道路行政の拙さのみに帰するわけにもいかない。予期しなかった社会的事情の変化によって生じた問題であるからである。といって問題の処理は急を要する。これまでのよう、自治会内部の問題は「自治会」の手で、市の守備範囲の問題は市の責任において解決したらよいと放置しておくわけにはいかない。「自治会」としては住民の能力を越

えた問題であるから、市の行政力に頼るほかはないであろう。そこでこの「住民」の要求を「市民」の要求として、市に迫ることになろう。市サイドとしても、これまでの守備範囲を越えた問題であるとしても、「市民」の要求として耳を傾けねばならないであろう。

以上の例でも明らかなように、「自治会」（「自治会連合会」）の役割は、地域の問題を「住民」の手で解決するということ以外に、「住民」のみの手で解決できない問題は、「市民」の資格において、その解決を「市」に迫ることがある。その際の「自治会」の役割は「市民」の顔としてである。もちろんその際、いたずらに行政の拙さのみを批難することを避けて、問題の解決に行政サイドと協力する姿勢を忘れてはならない。

いずれにしても「自治会」の役割は、「住民」の顔と「市民」の顔とを巧みに使いこなすことにある。このことは「自治会」をとりまくさまざまな事情の変化に対応してその役割も変化することを示していると同時に、行政サイドの守備範囲にしても事情の変化に対応して変化していることを語っているといえよう。両者がともに変化しているから、両者の境界線が絶えず動いているのは当然であろう。「自治会」の役割は、この境界線の不断の変化を是認したうえで、「市民」の顔と「住民」の顔とを巧みに使いこなしながら、「行政都市」と「地域社会」とを結びつける役割を果しているといえよう。

四

以上見てきたように、自治会連合会は「住民の顔」と「市民の顔」の二つの顔を持っていることによって、「地域社会」と「行政都市」を結びつける役割を演じているのである。だがその結びつけ方は、自治会連合会の在り方、端的にいえば、二つの顔のどちらにウェートをおいているかによって異っている。それは「地域社会」の在り方とそれに対応した「行政都市」の在り方が異っているからである。

このことを踏えて、地方小都市の敦賀市の「連合会」の在り方を見てみたい。その際、宝塚市の「連合会」の在り方と対比しながら、敦賀市よ「連

合会」の在り方の特異性をきわ立せることにしたい。

早速敦賀市の「連合会」の在り方の検討に移ろう。

まずははじめに気がつくことは、敦賀市の場合は、「自治会」を「区会」という呼び名で全市的に統一していることである。全市的に見れば、それぞれの地域には、自治会型、町内会型、部落型、あるいは団地型などさまざまな型があるにもかかわらず、敢えて「区会」という呼び名で統一していることに注目しておく必要があろう。ところが宝塚市の場合は「自治会」という呼び名で統一されている。呼び名は「自治会」であっても、地域によってその実態が文字通り「自治会」に近いものもあるが、「町内会」型、「部落会」型、あるいは「団地型」などさまざまな型があるにもかかわらず、敢えて「自治会」という呼び名で統一されている。両市のこの呼び名の相異に注目すると同時に、その相異が何に起因しているかを探る必要もある。そのためにはまず両市の連合会の規約をつぎに掲げておこう。

敦賀市区長連合会会則

現在（昭和58年6月2日）までに16回の改正を行っている。

第1条 本会を敦賀市区長連合会と称する。

第2条 本会は、区長をもって組織する。

第3条 本会は、市理事者と市民の連絡を円滑にし、会員相互の親睦を図り、市民並びに会員の福祉を増進し、地位の向上を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事務を行う。

第5条 本会は、事務所を敦賀市役所総務部総務課に置く。

第6条 本会は、下部組織として別表のとおり10地区的地区区長会を組織する。

2 地校区長会は、本会の目的に則り会務を行う。

ただし、運営については、地区区長会の自主に任ずるものとする。

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 常任理事 | 若干名 |
| (4) 理 事 | 若干名 |
| (5) 監 事 | 2 名 |

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。

2 常任理事は、会長の命を受けて会務を分掌し、会長、副会長共に事故あるときは会務を代行する。監事は本会の会計を監査する。

第9条 役員の選任は、次の方法による。

(1) 会長、副会長は総会の決議による。

(2) 常任理事は地区会長をもって充てる。

(3) 理事は地区区会長より別表に定めた数を選出する。

(4) 監事は総会において選出する。

第10条 役員の任期は、4月1日から翌々年3月31日まで2ヶ年とし、再選を妨げない。

2 役員の任期が満了したとき又は役員が任期中、本会を退会したときは、後任者が選出されるまでおののその職務を執る。

3 役員が任期中本会を退会したとき後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 本会に顧問を置くことができる。ただし、総会の承認により会長がこれを委嘱する。

第12条 本会は毎年4月定期総会を開き、臨時総会は必要に応じこれを開く。

第13条 本会の議事については議事録をつくり、議長及び出席した議長指名の会員2名がこれに署名するものとする。

第14条 本会は、必要に応じ理事会を開き、会長の諮問に応じ重要事項を審議する。

第15条 本会の経費は、会費並びに寄附金等による。

第16条 区長を連続して2年以上勤め、退会した者に感謝状及び額縁を授与する。

第17条 本会員の入院若しくは死亡したとき又は、会員の同居の親族（配偶者及び父母に限る。）が死亡したときは、次に掲げる見舞金等をおくるものとする。

入　　院　　見舞金　　5,000円

死亡(会員に限る) 香　料　　10,000円及び花輪

死亡(会員を除く) 香　料　　5,000円

別 表

地区区長会名	会員数	理事の数	地区区長会名	会員数	理事の数
北地区区長会	11	4	東郷地区区長会	19	3
南地区区長会	11	4	中郷地区区長会	11	3
西地区区長会	13	4	愛発地区区長会	13	3
松原地区区長会	13	4	粟野地区区長会	21	5
西浦地区区長会	10	3			
東浦地区区長会	11	3	計	133	36

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第19条 本会会則は、昭和31年10月23日より施行する。

宝塚市自治会連合会規約

(名称並びに所在)

第1条 本会は、宝塚市自治会連合会と称し、事務所を宝塚市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は、市内の各地区自治会連合会に所属する自治会をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、市民の福祉増進と自治会相互の連携ならびに振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次のことがらを行なう。

(1) 自治会の行なう事業および事務の連絡調整

(2) 市との連絡ならびに意見の交換

(3) その他、目的達成に必要な事項

(会議)

第5条 本会の会議は、定例総会・臨時総会ならびに理事会とし、会長が招集する。

第6条 定例総会は年1回とし、臨時総会ならびに理事会は、会長が必要と認めたとき開くものとする。

ただし、会員総数の3分の1以上あるいは理事の3分の1以上から臨時総会あるいは理事会開催の請求があったとき、会長はそれぞれ会議を招集しなければならない。

第7条 総会は、本会の最高の議決機関であって、自治会全員をもって構成する。

第8条 総会の議長は、総会において出席した会員の互選により選任し、議事を処理する。

2. 理事会は、会長が議長となって議事を処理する。

第9条 総会および理事会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 総会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画ならびに予算

(2) 事業報告ならびに決算

(3) 規約の改正

(4) その他特に重要と認められる事項

第11条 理事会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に提案する議案

(2) その他、本会運営に必要な事項

(役員)

第12条 本会に会長1名・副会長4名・理事若干名・会計監事2名を置く。

第13条 理事は次のとおり各地区自治会連合会より推薦（正・副会長を含む）して理事会に諮り、総会において承認を得るものとする。

西地区自治会連合会（良元村） 8名

東地区自治会連合会（宝塚町） 5名

長尾地区自治会連合会（長尾村） 4名

長尾山地区自治会連合会（長尾村） 3名

西谷地区自治会連合会（西谷村） 3名

2. 会長・副会長は理事が互選し、総会において承認を得るものとする。

3. 会計監事は、総会において選任する。

第14条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3. 理事は理事会を構成し、本会の運営を計る。

4. 会計監事は本会の経理を監査する。

第15条 役員の任期は1年とする。

ただし、再任を妨げない。

2. 補欠選任により役員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(経理)

第16条 本会の経費は、会費・補助金ならびに寄付金をもってあてる。

2. 会費は1自治会年3,000円とする。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会運営に必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

付則

この規約は、昭和43年7月8日から施行する。現在まで（昭和56年5月27日）まで7回の改正を行っている。

さて敦賀市の連合会の特異性を宝塚市のそれと対比しながらうかがってみよう。

さきにも触れたように、敦賀市の連合会の名称は「敦賀市区会連合会」とか、「敦賀市地区会連合会」とかではなくて、「敦賀市区長連合会」となっていて、会員の資格を「区長」個人に限っている。このことは会則第1条、第2条から見ても明らかである。もちろん「区長」は「区会」あつ

ての「区長」であるから、「区長」は「区会」の代表者であることは言うまでもない。

ところが宝塚市の場合は、それぞれの地域の「自治会」を構成単位としている。このことは、「宝塚市自治会連合会」という名称から見ても明らかである。会則第1条、第2条参照。

両市の「連合会」の間に、名称と組織にこのような差があることにまず注意しておこう。

そればかりではない。「区長」と「自治会」の名称の区別は両市の「連合会」の下部組織全体にまで及んでいる。敦賀市についていえば、次の通りである。敦賀市の範域は行政的には北地区、南地区、西地区、松原地区、西浦地区、東浦地区、本郷地区、中郷地区、愛発地区、粟野地区の10地区に分かれしており、さらに各地区内では町又は大字の区域に分かれている。「区会」は各地区内の町又は大字ごとに設けられている。各地区には「区会」の連合会が設けられており、さらに全市的な組織としてこれらの地区会の連合会が設けられている。だから区会→地区会（区会連合会）→市連合会（地区会連合会）という組織である筈である。にもかかわらず、市連合会を構成する際には、その構成単位を「区会」とせずに「区長」としている。だから「市連合会」の構成単位としては「区会」は認められていない。と同時に「地区会」も認められていない。ただ「地区会」は下部組織として別格扱いにされている。いわば市連合会の組織は「地区会」や「地区会長」を素通りして、「区長」のみと直結して構成されている。そのためとくに会則第9条が設けられているのであろう。

では宝塚市の場合はどうであろうか。

宝塚市では、敦賀市の「区会」に当るものを「自治会」といっているから、「区長」に当るものは「自治会長」である。宝塚市でも、敦賀市と同じように市の範域の各地域にわたって「一応」存在している。それらの「自治会」を「地区」ごとにまとめたのが「地区自治会連合会」である。現在宝塚市には西地区、東地区、長尾地区、長尾山地区、西谷地区的5つの地区自治会連合会が存在している。そしてこれらの地区連合会を全市的にまとめたのが、「宝塚市自治会連合会」である。ここで注意しておきたいことは、敦賀市では「敦賀市区長連合会」といっているのに、宝塚市では「宝塚

宝塚市自治会の現状

(昭和59年11月26日現在)

地区名	会 数	会員(世帯)数
西	51	21,282
東	33	12,792
長尾	23	8,987
長尾山	10	3,295
西谷	12	821
小計	129	47,177
未加入	510	2,627
合計	180	49,804

自治連合会

連合会に未加入で
市に届けたもの

武庫川以西
だいたい旧良之村あたり
だいたい旧宝塚町あたり
△ 山本周辺
△ 雲雀丘周辺
西谷地区

市自治会連合会」と呼んでいることである。構成単位が「区長」であるか、「自治会」であるかの差である。だがここでも「地区自治会連合会」は素通りである。

さらに両市にはつぎのような差もある。両市とも会員は世帯単位であることは共通しているが、敦賀市では自動的に市の全世帯が加入する仕組みになっているが、宝塚市では住民の自由参加であるから、地域の自治会によっては未加入世帯もあるし、また自治会が全然存在しない地域もある。さきに「一応」は全範域にわたって自治会が存在するといったのは、このことを念頭に置いていたからである。また宝塚市の場合は、「自治会連合会」の加入資格基準（100世帯以上）に達しない小規模の自治会もかなり存在している。これらの自治会は連合会のメンバーではない。

昭和59年11月26日現在で、180の自治会があり、加入世帯数49,804であるから、市全世帯62,729の79.4%に当る。このうち129の自治会、47,177世帯が連合会に加入しているが、51の自治会、2,627世帯が未加入である。上掲の表参照のこと。

さきに連合会には「住民の顔」と「市民の顔」があることについて触れた。そしてひとつの顔は「地域社会」に向いており、もひとつの顔は「行政都市」に向いていることによって、「地域社会」と「行政都市」とを結びつける役割を演じているといった。だが「地域社会」の在り方や住民や市民の在り方によって、各市連合会の役割にニュアンスが見られる。このことを敦賀市の連合会の役割を、宝塚市のそれと比較しながら、その特異性

を探ぐってみたい。

結論を先取りしていえば、敦賀市の連合会の顔は市政に向いているが、宝塚市の連合会の顔は住民に向いている。もともと連合会の構成単位である「区会」や「自治会」は、地元の問題を地元住民の手で解決することを目指して結成された団体であるから、それらの団体の連合会の顔も当然「住民の顔」であるべき筈である。ところが敦賀市の連合会の顔は市政に向いている。これとは対照的に宝塚市の連合会の顔は住民に向いている。このことは敦賀市の連合会の会則の第3条に、「本会は、市理事者と市民の連絡を円滑にし、会員相互の親睦を図り、市民並びに会員の福祉を増進し、地上の向上を図ることを目的とする」と詠っているように、連合会の目的として、市理事者と市民の連絡を円滑にすることを最初にあげていることから見ても明らかである。ところが宝塚市のそれは住民に向いている。規約第3条に「本会は、市民の福祉増進と自治会相互の連携ならびに振興を図ることを目的とする」と詠い、第4条にその目的達成のために、自治会の行なう事業ならびに事務の連絡調整を行うことをまず最初に挙げて、その後に、市との連絡ならびに意見の交換することを挙げていることからでもうかがえよう。

ではなぜ両市の顔にこのような差異が見られるのであろうか。

敦賀市の「区会」や「連合会」の結成は文字通り行政の手で行われた。昭和31年10月1日に、市内の区会整理地区を新しい町名に改定したのを機会に、旧町名の制度を改正して、これまでの「町

(単位 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	備 考
1. 会 費	459,120	452,340	6,780	世帯割 $19,631 \times 20 = 392,620$ 均等割 $133 \times 500 = 66,500$
2. 補助金	1,800,000	1,800,000	0	敦賀市補助金
3. 雑 入	50,000	50,000	0	預金利息
4. 繰越金	276,243	61,359	214,884	
合 計	2,585,363	2,363,699	221,664	

注：この予算案から会費と補助金の全予算に対する比重がうかがえよう。

内会」を「区会」として統一した。この「区会」の誕生は全く行政サイドの手でお膳立がされたのである。また「区長連合会」誕生にしても同じである。そして行政が末端にまで浸透するようにつきのような「敦賀市行政事務取扱要綱」——(1)各種連絡事務の処理に関する事項、(2)徴税令書等の発送に関する事項、(3)納税組合の設置があるまで、諸税を取りまとめ、納付に関する事項、(4)各種の調査および報告に関する事項、(5)その他市長が特に必要と認めた事項——を定めて、市の事務の一端を委嘱している。その被委嘱は「区長」が当っている。だから「区会」や「区長連合会」は市の末端行政の下請を果しているわけである。市サイドが「区会」や「連合会」の誕生に主導権を發揮したのは、行政をスムーズに行うためであった。だから事務所を市役所総務部総務課に置いており、また連合会には多額の補助金を支出しており、それが連合会の運用資金となっている。念のため昭和59年度敦賀市区長連合会の才入予算案を示しておこう。(上掲の表参照のこと。)

だが連合会の役割は、単に市の末端行政の下請けの役割いわば上から下へ市政を流すばかりではなく、下から上への連絡役も果していることを無視してはならない。たとえば、市長と連合会長や区会長との話し合いの会を持ったり、あるいは各地区ごとの市政についての話し合いの会を持ったりしていることから見ても、下から上への連絡役を果しているといえる。

だから連合会は上から下へと下から上への連絡役を果している。

では宝塚市の「自治会連合会」の場合はどうで

であろうか。

宝塚市の連合会でも、敦賀市のそれと同じように末端行政の下請けの役割を演じているし、また市民の意見の代弁者の役割も果している。たとえば、(1)行政における各種審議会や協議会委員の推薦(同和対策審議会委員、特別職報酬審議会委員、同和教育協議会理事・代議員、明るい選挙推進協議会委員、障害者福祉都市推進協議会委員)、(2)コミュニティ紙(心のふれあう町「たからづか」)の配布、(3)「市長を囲んで語る会」の実施、(4)青少年育成市民会議の協力、(5)「宝塚を美しくする市民運動」の主催、(6)交通災害共済の取り扱い、(7)先進都市視察研修、(8)行政事務委託料の配分などである。

だから連合会は行政サイドと市民サイドとの連絡役を果している。行政サイドとしては、そのことを期待して連合会の結成には多分に行政指導を行った跡が見られる。たとえば、連合会の事務所を市役所に置いたり、市補助金や行政事務委託料や市手数料など市からの支出金によって連合会の運営費の殆んどが賄われていることからでも明らかであろう。この点については次表「宝塚市自治会連合会昭和57年度収入予算(案)」を参照されたい。

ただ両市の連合会を比較すると、つぎのようなことがいえる。

その一。敦賀市の連合会の構成単位は「区長」であるが、宝塚市のそれは「自治会」であること。

その二。連合会の収入の殆んどは市からの収入であるが、敦賀市の場合は「補助金」の名目で

宝塚市自治連合会 昭和57年度収入予算(案)

自 昭和57年4月1日
至 昭和58年3月31日

科 目	本 年 度 予算額(A)	前 年 度 予算額(B)	前年度予算との 比較(A-B)	明 細
市補助金	円 180,000	円 180,000	円 ——	宝塚市補助金
行政事務 委託料	8,190,000	7,910,000	280,000	行政委託料 @70,000円×117自治会=8,190,000円
市手数料	1,840,608	1,250,000	590,608	交通灾害共済取扱手数料 @33円×55,776人=1,840,608円
分担金	446,208	400,000	46,208	交通灾害共済分担金 @8円×55,776人=446,208円
会 費	351,000	339,000	12,000	昭和57年度会費 @3,000×117自治会=351,000円
雑 収 入	10,000	10,000	——	預 金 利 息
繰 越 金	191,991	278,875	△ 86,884	前年度繰越金
計	11,209,807	10,367,875	841,932	

注：行政事務委託料、市手数料の合計の全予算額に占める割合と市補助金の割合とを比較すれば、さきの二つの合計額がいかに大きな比重を占めているかがうかがえる。

受取っており、宝塚市の場合は「補助金」と「行政事務委託料」や「市手数料」と区別して受取っている。これは「行政事務委託料」や「市手数料」は連合会として行政事務を代行している当然の収入であって、「補助金」とは全く異なったものであるからである。何から今まで行政サイドに依存していないという「自治会」の自負がうかがわれよう。

その三。敦賀市では住民の全世帯が自動的に加入しているが、宝塚市では任意加入であるから、未加入の世帯もあるし、自治会の存在していない地区もあること。

ところで敦賀市の「連合会」には見逃してならないもうひとつの役割がある。それは「住民」に向かられた顔の役割である。

このことは会則第3条の後半に、「会員相互の親睦を図り、市民並びに会員の福祉を増進し、地位の向上を図ることを目的とする」と規定していることからでもうかがえる。この規定で注意しておきたいことが二つある。

そのひとつ。ここで「会員」といっているのは、「区長」のことであるから、「市民」と同一視したり、同列に扱うことはやや抵抗を感じるが、「区会」を「連合会」の実質的な構成単位と解し、「区

会」の会員たちを「市民」と解すれば、そこだわることもなかろう。だが私は「市民」と「住民」とは区別すべきであり、「区会」は「住民」の団体であると考えている。念のために。

その二。私は「連合会」のとひとつの顔は「住民」に向けられているといったが、「連合会」の顔は主として市政や「市民」に向けられていて、「住民」には向けられていない。「住民」に向けられている顔は、「区会」の顔である。だから「連合会」の顔と「区会」の顔とは区別すべきであろう。以上のことと念頭におくと、「住民」への顔は「区会」の顔として考えればよいわけである。

ところが一口に「区会」といっても、地区によって部落会型、町内会型、自治会型など、さまざま性格を異にしたものがある。部落会型は旧村部に多く、伝統的な地元意識が極めて強く、自治会型は新興住宅地区に多く、マイホーム主義が中心であり、町内会型は旧市都のみに存在しており、さきの二つの型の中間的性格のものといえる。次頁の表は「敦賀市区会の数と型」をまとめたものである。

この表で見とられることは、区会数143のうち圧倒的に多いのは部落会型であり、自治会型が少ないということである。しかもそれは新市誕生の

敦賀市区会の数と型

(昭和59年4月現在)

地区名	区会数	区会の型		
		自治会型	町内会型	部落会型
北	12	0	11	1
南	13	2	9	2
西	16	6	9	1
松原	14	8	0	6
西浦	11	1	0	10
東浦	11	0	0	11
東郷	19	2	0	17
中郷	12	1	0	11
愛発	13	0	0	13
栗野	22	7	0	15
合計	143	27	29	87

昭和12年 敦賀市誕生（敦賀町と松原村合併）

昭和30年 新市誕生（近隣5ヶ村編入合併）

際に合併された旧村部に多いことである。町内会型は旧市都、しかも旧敦賀町のみにしか存在しない。町内会型の数は部落会型の数と比べると3分の1であるが、歴代の連合会長は町内会型の区長から選出されている。それは敦賀市の実勢力が依然として旧敦賀町にあるからであろう。たとえば、人口数でも過半数は旧敦賀町の人口であるし、また経済力から見ても然りといえよう。

ところでこれらの性格の異った「区会」が各区に存在していて、それぞれの地域住民（「区民」）の福祉の向上を目指している。各区には漁村、農村的な性格の強いもの、新興住宅地区のサラリーマン的な性格が強いもの、また商店街など第三次的業態の性格の強いものなどによって、「区会」の住民の要求が異っている。これらの異った地区の住民たちの生活の向上を願うことが、それぞれの「区会」の目的である。だから「区会」の顔は専らこうした「区民」（「区会」の住民）に向かっている。

だから「連合会」の顔は「市民」の顔として市政に向いており、「区会」の顔は、「住民」の顔として「区会」の住民に向いている。「区民」の問題は「区会」の問題として対処すべきである。だが「区会」の責任で処理できない問題や「区会」間にわたる問題などは、市政に連なる問題とし

て「区長」を通じて直接市サイドに働きかけるか、あるいは「連合会」を通じて市サイドに働きかけるかの方法がとられるであろう。その際「区長」は「区会」の代表者として、「区民」に対しては「住民」の顔を、市サイドに対しては「市民」の顔を使いわけている。「区長」はこの二つの顔を使いわけることによって、「区会」と「連合会」とを結ぶ役割を演じているといえる。

では宝塚市の場合はどうであろうか。

宝塚市の連合会は「自治会連合会」であって、名前は「自治会」で統一されてはいるが、自治会型と部落会型と町内会型の三つの型があることは敦賀市の「区会」に三つの型があるのと同じである。ただ宝塚市の場合は部落会型や町内会型よりも自治会型や住宅団地型が圧倒的に多い。これは旧住民よりも新住民が圧倒的に多く、これらの新住民は自治会型か住宅団地型のメンバーであるからである。

ところで各地区的自治会の顔はそれぞれの地区住民に向かれている。地区住民の手で処理できない問題や複数の自治会にわたる問題の処理については、単独の自治会が直接市サイドに働きかけるか、あるいは複数の自治会が協力して市サイドに働きかけるか、さらに「連合会」を通して市サイドに働きかけるかは、ケース・バイ・ケースによろう。

この際忘れてはならないことは、「連合会」の顔は「市民」の代表者として市サイドに働きかけるであろうし、それぞれの地区の「自治会」の顔もまたこれまでの「住民」に向けられていた顔を「市民」の顔になって市サイドに働きかけているのである。もともと「連合会」にしても、個々の「自治会」にしても、潜在的には「住民」の顔と「市民」の顔の二つの顔を持っているが、顕在的には「連合会」は「市民」の顔を、個々の「自治会」は「住民」の顔を表面に出している。だがその二つの顔が事情の変化に対応して、この二つの顔を巧みに使いわけている。

これは単に宝塚市の場合だけではなく、さきの敦賀市の場合でも同様である。私は「行政都市」と「地域社会」の架橋の役割として、「連合会」や「自治会」（敦賀市の場合は「区会」）の存在と役割に注目したのはそのためである。

五

ところでここで触れるべくして果しえなかつた問題がある。それは敦賀市にしても、宝塚市にしても、全市的な住民運動や市民運動がこれまで見られなかつたということについてである。それらの運動の芽や火種は、これまで両市の随所に見られたし、また現在でもそうである。にもかかわらず、それが局部的運動に終つてゐるのは「なぜ」であろうか。

たとえば、敦賀市についていえば、敦賀湾 PCB 汚染問題にしても、敦賀原子力発電所建設問題や度重なる放射線漏れ事件にしても、確かに全市的な市民運動の火種になつた筈である。また宝塚市についていえば、都市的施設の不充分さ、とくに劣悪な道路事情、さらに学校建設地問題や市街地開発問題をめぐるところなど、確かに全市的な市民運動にまで発展する火種であった筈であるし、現在でもそうといえる。

にもかかわらず、過去においても、現在においても、それらが両市とも局地的な運動として花火線香のような格好で終つてゐる。「なぜ」であろうか。これがここで触れるべくして触れることができなかつた問題なのである。

全市的な住民運動として、また市民運動として高まらなかつたのは、さまざまな要因が考えられる。たとえば、行政サイドの手の打ち方の巧みさだと、火つけ役（オピニヨン・リーダーたち）の指導力の問題だと、さらに「区長連合会」や「自治会連合会」の「住民の顔」と「市民の顔」の使いわけの巧みさなどの要因があつたと思われるが、そればかりではない。「住民」や「市民」の質や生き方にあるのではなかろうか。しかもこのことは敦賀市と宝塚市とでは住民や市民の質や生き方が異つてゐる筈である。これらのことがらをも視野に入れて、両市にはなぜ全市的な問題にまで高まらなかつたのかを問わねばならぬ。

だがこの問題は極めて重大問題であるので、別の機会に考えることにしたい。 (1984. 12. 17)